

平成 27 年度における検討方針・課題（案）

1. 検討の進め方

（1）検討対象に係る考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集について

契約類型の追加、見直し等の参考とするため、例年どおり、民間事業者等を対象に広く提案募集を行うこととし、上記の考え方に照らし、必要に応じて詳細な検討を実施する。

また、発注側である国及び独立行政法人等並びに地方公共団体に対する以下の調査結果を踏まえ、契約類型の追加、見直し等に係る検討を行うものとする。

- 国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の契約締結実績の調査と併せて契約類型の追加・見直し、運用等に関する提案・意見・要望等の調査
- 平成 27 年度も引き続き実施する予定の「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において地方公共団体における先進的な環境配慮契約、環境配慮契約に関する意見・要望等の調査

（3）検討の進め方

本年度までと同様に、環境配慮契約法基本方針及び解説資料（以下「基本方針等」という。）について検討することを目的とした学識経験者による環境配慮契約法基本

方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等を踏まえ、運用方法の改善、基本方針等の改定内容等について検討を行うこととする。

また、検討に当たっては、上記（２）の提案募集結果や従前の検討経緯等を踏まえることとし、必要に応じ、検討会の下に契約類型または検討課題に対応した専門委員会を設置し、追加または修正等に関する詳細な検討を実施するものとする。

2. 検討事項等

（１）環境配慮契約の実施状況等の調査

基本方針に定められた６つの契約類型について、国及び独立行政法人等における平成 26 年度の環境配慮契約の締結実績等の取組状況把握・整理を行い、その結果の分析及び課題抽出等を実施する。また、契約実績調査による評価と課題について契約類型ごとにとりまとめ、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の一層の推進を図るものとする。

特に、産業廃棄物の処理に係る契約については、平成 25 年度より新たな契約類型として基本方針に位置づけられたところであるが、平成 25 年度における契約締結実績は、契約締結時期の関係¹で環境配慮契約が実施されていない場合も多く、契約締結実績の本格的な実施及びその結果の把握は平成 26 年度実績からとなる。このため、平成 26 年度の実績調査は、産業廃棄物の処理に係る契約において採用している裾切り方式の実施状況に加え、環境配慮契約を実施したことによる影響や課題、優良産廃処理業者認定制度の認定業者の参入状況等を把握するとともに、制度の運用に当たって、改善・見直しの必要性を検討するための基礎資料とする。また、併せて環境配慮契約の効果を把握するための指標・方法等について検討を実施するものとする。

（２）契約類型に関する情報把握・検討等

1.（２）の契約類型の追加・修正等に係る提案募集、発注側である国等の機関に対する調査結果、及び現在とりまとめを実施している「環境配慮契約に関する地方公共団体の取組状況結果」において把握した地方公共団体における先進的な環境配慮契約、さらに２月～３月にかけて実施する全国説明会における国等の機関からの要望等を参考として、契約類型に関する情報把握、見直し等に関する検討を行う。

3. 環境配慮契約の推進に関する事項

（１）環境負荷低減効果について

● 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析

¹ 平成 25 年度の契約について平成 24 年度中に入札手続を実施する場合がある。

- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

(2) 環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進
 - ・ 平成 25 年度の専門委員会においてとりまとめられた地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進方策の着実な実施
 - ・ 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」の継続的な更新
 - ・ 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、導入促進方策の検討
- 環境配慮契約法基本方針に係る全国説明会の開催等
 - ・ 環境配慮契約に係る情報発信（説明会、各種会議体の活用等）